

**議案第118号 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

議案第118号、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、説明させていただきます。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が令和5年5月26日付けで公布されたことに伴い、本市の条例の一部改正するものです。

改正内容は、法律名が、「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められたことから、本市条例の「大津市漁港等管理条例」第1条、「大津市伝統的建造物群保存地区保存条例」第7条第16号、「大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例」第3条第19号及び「大津市港湾の管理に関する条例」第1条で同法律名を引用しているため、それぞれ改正するものです。

いずれも、引用条項に対応する改正であり、内容に変更はございません。

施行期日は、公布の日又は漁港漁場整備法及び水産業協同組合法

の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日からの施行を予定しています。

以上で、議案第118号の説明とさせていただきます。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。